

令和6年度産業実務家教員（商業科） 候補者募集案内

広島県教育委員会では、次代の産業を支える専門高校生等に対し、基盤となる基礎的・基本的な技術・技能に加え、デジタル化に対応した産業機器を活用するためのベースとなる力や、将来を見据え、新たな価値や付加価値を創出できる素養を身に付けさせるための実習等を担う産業実務家教員を募集します。

1 募集職種等

区分	職務内容	部門
産業実務家教員※	(1) 生徒への実技指導に係る業務 ① 商業に関する授業で行う実習等の実践的・体験的な学習活動での実技指導（教員と協働して指導） ② 放課後又は長期休業中に集中的に実施する「実技に関する講座」等での実技指導 ③ その他実技指導に係る事前準備や事後処理等 (2) 教員への実技指導に係る業務 放課後又は長期休業中に実施する「専門的な知識・技術に関する講習会」等での実技指導	ドローン

※ 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第3条の2第1項の規定による免許状を要しない非常勤の講師です。

2 勤務先

広島県立呉商業高等学校
（広島県呉市広古新開四丁目1-1）

3 採用予定者数及び勤務時間等

部門	採用予定者数	勤務時間（予定）
ドローン	1名	1日2時間（週1日） ※毎週水曜日 13:20～15:20 を予定しています。

※ 具体的な勤務時間の割振は、任用された後、所属長（校長）から示されます。

4 応募資格等

- (1) 地方公務員法第16条の欠格事由に該当しないこと
- (2) 無人航空機操縦者技能証明（一等又は二等）を有すること
- (3) 年齢不問

（参考）地方公務員法第16条の欠格事由

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

5 応募方法

別紙様式1「産業実務家教員（商業科）候補者申込書」及び別紙様式2「職務経歴書」を作成し、下記応募先に提出してください。

(応募先)

〒730-8514 広島市中区基町9番42号
広島県教育委員会事務局
学びの変革推進部 高校教育指導課 専門教育担当 宛
電話 (082)513-4998

6 選考方法等

- (1) 提出書類及び面接により選考を行い、採用を決定します。
- (2) 面接は随時実施します。面接日及び面接場所[※]は、提出書類到着後1週間後を目途に電話で連絡します。
※ オンラインによる面接とする場合があります。
- (3) 選考結果については、面接終了後1週間以内に電話で連絡します。

7 採用期間

採用期間は、原則として、令和6年6月中旬から令和7年3月下旬までを予定していますが、採用期間の始期については、別途相談の上、決定します。

8 報酬、その他の勤務条件

- (1) 報酬は、1時間当たり2,680円です。
- (2) 通勤手当は、県の規定によります。
出張に伴う交通費等は、別途支給されます。
- (3) 社会保険等は、労災保険の適用があります。
なお、雇用保険の適用はありません（勤務時間数が基準未満のため）。
- (4) 年次有給休暇は、採用期間中3日程度であり、在職期間及び週当たり勤務日数により変動します。
- (5) 勤務形態などの勤務条件については、勤務校から提示されます。

10 その他

勤務時間帯等に希望がある場合は、別紙様式1「産業実務家教員（商業科）候補者申込書」の備考欄に希望内容を記入してください。

11 問合せ先

広島県教育委員会事務局
学びの変革推進部 高校教育指導課 専門教育担当
電話 (082)513-4998
担当者 広本、砂田